

京都府まん延防止等重点措置等

～ 新たな要請事項等 ～

令和3年4月16日



京都府知事 西脇 隆俊



新規陽性者数の推移

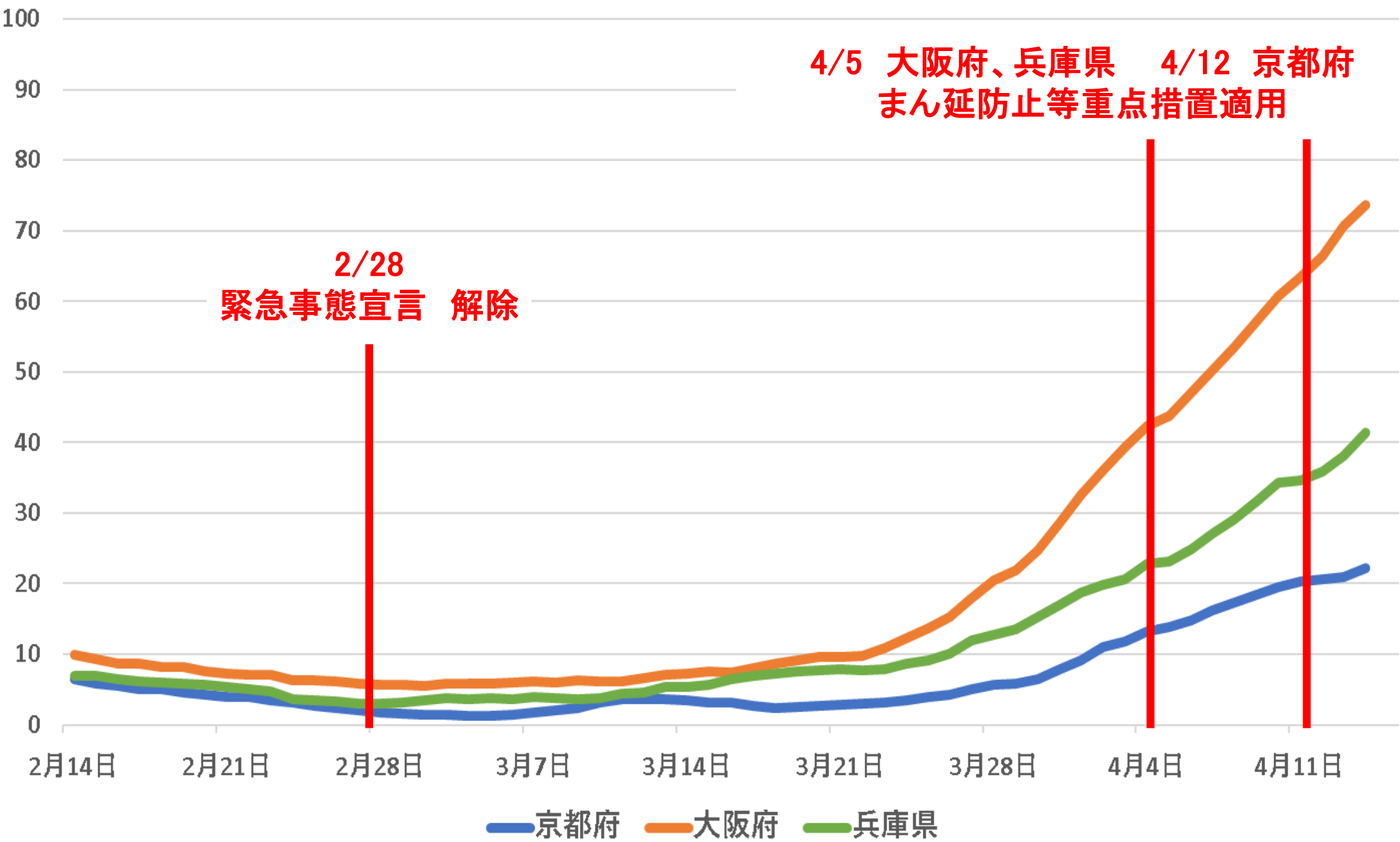




人口10万人あたり新規陽性者数推移

4/5 大阪府、兵庫県 4/12 京都府
まん延防止等重点措置適用

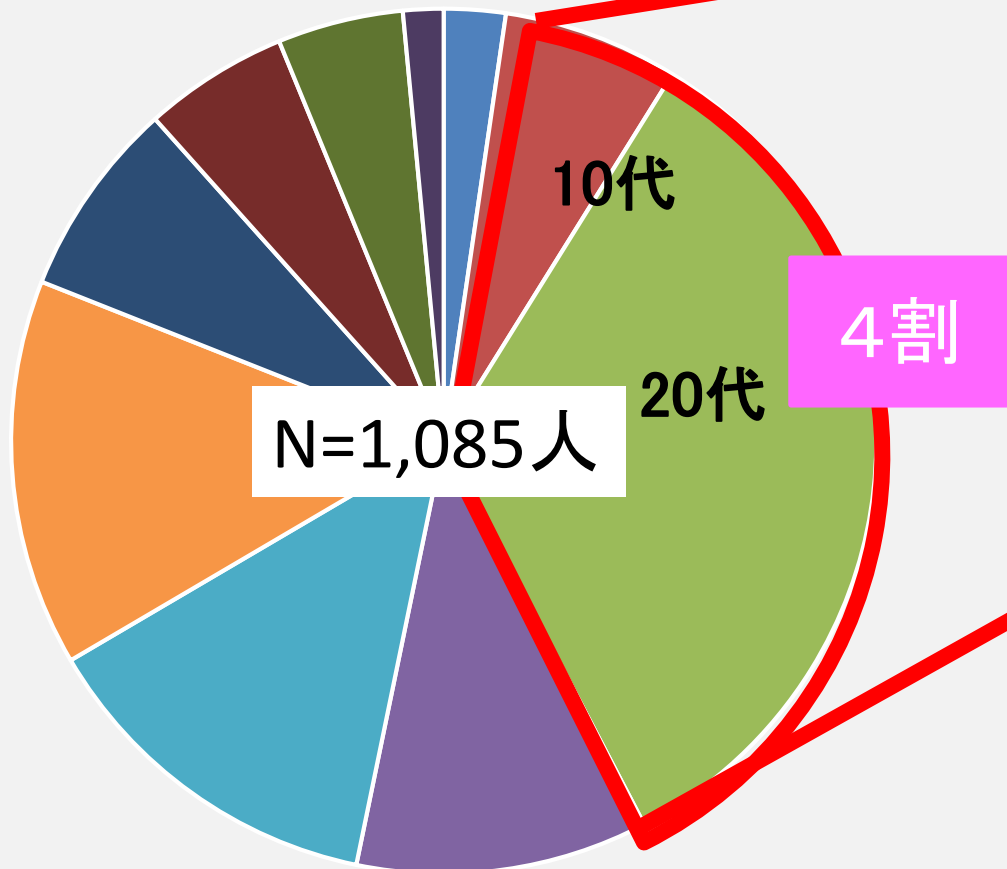
2/28
緊急事態宣言 解除





最近の感染状況

年代別感染者割合 (3/15~4/11)



うち
大学生
137人

感染事例

- ▶サークルコンパ
- ▶大学の寮
- ▶対外試合や実習など

二次感染の事例

感染経路	人数
家族	15
友人・知人	8
職場	8

若者から家庭内や職場で感染が拡大！！

新たな要請事項
～大学等への対策強化～



まん延防止等重点措置等

令和3年4月12日から5月5日まで

1. 外出の自粛等（京都府全域）

- ▶ 京都府外への不要不急の往来を自粛すること

2. 催物(イベント等)の開催制限（京都府全域）

3. 施設の使用制限等（京都市内）

- ▶ 営業時間短縮(5～20時)を要請（酒類の提供は11～19時）

4. 施設の使用制限等（京都市外）

- ▶ 営業時間短縮(5～21時)を要請（酒類の提供は11～20時30分）

5. 職場への出勤等（京都府全域）

- ▶ テレワークのより一層の推進、出勤者数の7割削減をめざす

6. 学校への要請（京都府全域）

大学等への要請① (特措法第24条第9項)

- ◆ 大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑えること
- ◆ 大学ガイドラインの遵守を徹底すること
- ◆ クラブ活動での許可制の導入や他府県への遠征の中止
又は延期など感染防止対策に留意すること
→ 無理な場合には、事前にPCR検査を受検し「陰性」を確認すること
- ◆ 京都府等が実施するモニタリング検査等に協力すること

大学等への要請② (特措法第24条第9項)

- ◆ 授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること
→ きょうとマナーの厳守
- ◆ 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- ◆ 学生に対して、次の行動を禁止するよう徹底すること
 - ▶ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り禁止
 - ▶ クラブ・サークル等のコンパの禁止
 - ▶ 大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊の禁止
 - ▶ 食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止

中学校・高等学校等への要請(特措法第24条第9項)

【高等学校等】

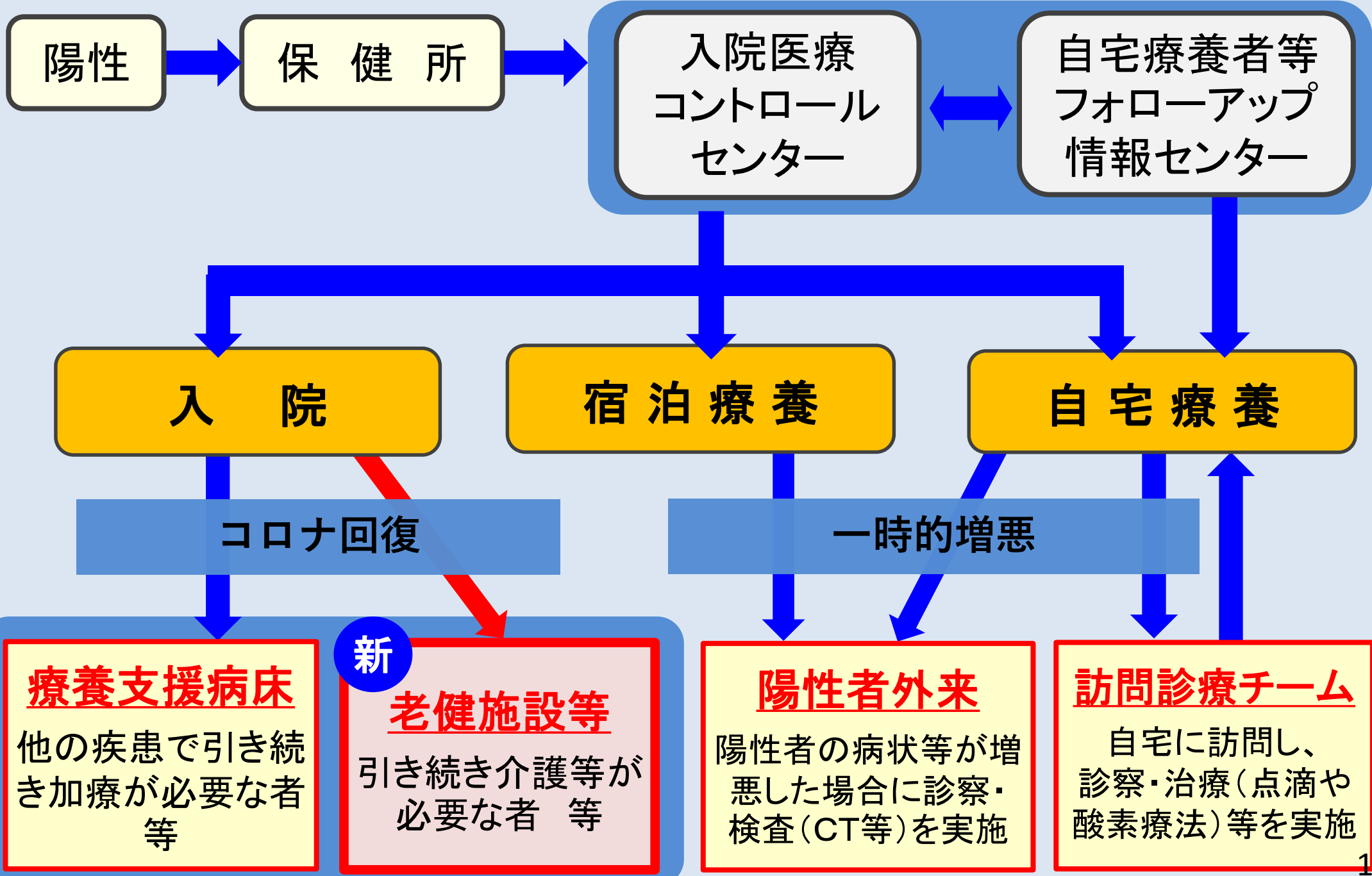
- ◆ 各学校の実態を踏まえ通学時等の密を避けること
 - ▶ 公共交通機関が混雑する時間を避けるための時差登校
 - ▶ 下校時の混雑を避けるための1コマの授業時間短縮

【中学、高等学校】

- ◆ クラブ活動における感染防止対策を徹底すること
 - ▶ 原則、自校生徒で校内のみ、2時間以内、宿泊禁止等
 - ・ 十分な感染対策が講じられている公式大会・発表会等への参加については、主催者による感染予防対策を確認の上参加すること

医療提供体制の拡充について

陽性判明から回復後の転院まで一貫対応



療養支援病床
他の疾患で引き続き加療が必要な者等

新
老健施設等
引き続き介護等が必要な者等

陽性者外来
陽性者の病状等が増悪した場合に診察・検査(CT等)を実施

訪問診療チーム
自宅に訪問し、診察・治療(点滴や酸素療法)等を実施

医療機関等のグループ化による円滑な転院促進

すぐに使用できる病床

403床

29床増床

432床

入院確保病床

453床

13床増床

466床

療養支援病床

295床

18床増床

313床

介護老人保健施設等

新

療養支援病院とともに
コロナ回復者を受入

80施設

感染の連鎖を断ち切る






～きょうとマナーのお願い～

飲食機会の感染予防の徹底

きょうとマナーに
ご協力お願いします～



京都府広報監
まゆまる

-  適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
-  会話の時はマスクを着用!
-  食事前、退店時には手指消毒を!
-  お店では大声で話さないでください!
-  2時間、4人までを目安に!

大声での会話



マスクなしでの会話



http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_5manner.html

動画はこちら 

